

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区西野離宮町36番地の4		平成23年9月30日					
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 裕東タクシー株式会社 代表取締役 杉崎 剛夫 電話 075-581-1198					
主たる業種	一般乗用旅客自動車輸送業	細分類番号	4	3	2' 1		
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率の改善、排気ガス中のCO ₂ 、HC減少を図り、6%以上のCO ₂ 排出量削減を目指す。						
計画を推進するための体制	営業本部長を長とする対策本部の設置、実施計画の策定、例月の進捗管理を目指す。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,107.8 トン	4,788.5 トン	4,788.5 トン	4,788.5 トン	-6.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,128.5 トン	4,788.5 トン	4,788.5 トン	4,788.5 トン	-8.5 パーセント	
目標の根拠		前計画期間において8%以上の削減は困難であったため、目標を6%に設定。買電による排出量は現状維持を基準にするが、LPG消費量を削減し、トータルで6%以上の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離/10000)	2.84	2.67	2.67	2.67	-3.57 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		昨今の経済不況により、営業スタイルの変化(貸し営業から貸借営業へ)がより強くなると思われる。より効率的な営業を心掛け、全体として6%に近い形で削減に及ぼしたい。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		0.0	100.0	100.0	100.0		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	営業車及び機器の適正な運転管理に努める。					
	(24)年度	営業車及び機器の適正な運転管理に努める。エコドライブ教育指導を強化する。					
	(25)年度	営業車及び機器の適正な運転管理に努める。エコドライブ教育指導を強化する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤距離の比較的短い者に関して、徒歩及び自転車での通勤を促す。					
	上記の措置を採用する理由	従業員の平均年齢も他業種と比べ高いこともあり、健康面でも配慮したものの。健康面と環境面を考慮したものの。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	地域小学校の訪問学習、京都橋大学の学生の企業研修を受け入れ、地球温暖化対策の取り組みを紹介している。又、地域のゴミ拾い、青少年健全育成にも協力している。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。